

富山県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定について

(平成 22 年 5 月 19 日富山県告示第 222 号)(地域区分、許可基準等の改正)
改正 平成 26 年 4 月 30 日富山県告示第 243 号(地域区分、許可基準等の改正)

富山県屋外広告物条例(昭和 39 年富山県条例第 66 号。以下「条例」という。)第 4 条第 1 項第 10 号、第 11 号及び第 14 号の規定により知事が指定する区間及び区域を次のように指定し、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

富山県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定について(昭和 39 年富山県告示第 485 号)は、廃止する。

なお、関係図書は、富山県土木部建築住宅課に備え置いて縦覧に供する。

1 条例第 4 条第 1 項第 10 号及び第 11 号の規定により指定する区間及び区域

種別	区間及び区域
第 2 種禁止地域	(1) 県道黒部宇奈月線のうち、県道黒部朝日公園線への出口から宇奈月谷橋までの区間及び当該区間の道路敷境界線から両側 100メートル以内の区域 (2) 県道富山立山公園線のうち、県道松倉宮路線との交差点から藤橋橋詰までの区間及び当該区間の道路敷境界線から両側 100メートル以内の区域
第 3 種禁止地域	(1) 高速自動車国道法(昭和 32 年法律第 79 号)第 7 条第 2 項の規定により供用を開始された高速自動車国道北陸自動車道(富山市の区域を除く。)及び高速自動車国道東海北陸自動車道(以下「北陸自動車道等」という。)の全区間並びに当該道路に係る本線車道の道路敷境界線から両側 500メートル以内の区域(都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域(以下「用途地域」という。)及び北陸自動車道等の本線車道から地形により展望することができない区域を除く。) (2) 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 2 項の規定により供用を開始された一般国道 470 号の全区間及び当該道路に係る本線車道の道路敷境界線から両側 500メートル以内の区域(用途地域及び一般国道 470 号の本線車道から地形により展望することができない区域を除く。) (3) 全国新幹線鉄道整備法(昭和 45 年法律第 71 号)第 2 条に規定する新幹線鉄道(富山市の区域を除く。以下同じ。)の全区間及び当該鉄道境界線から両側 500メートル以内の区域(用途地域及び新幹線鉄道から地形により展望することができない区域を除く。)

2 条例第 4 条第 1 項第 14 号の規定により指定する区域

種別	区域
第 3 種禁止地域	高岡駅前広場(昭和 29 年建設省告示第 697 号により都市計画決定された広場)

改正文

平成 26 年 7 月 1 日から施行する。